

# 嬉野市行財政改革指針

嬉 野 市

## はじめに

嬉野市では、平成18年1月の塩田町、嬉野町の合併による「嬉野市」の誕生を契機として、合併効果を最大限に高め、健全で効率的な自治体運営を確立させること目的に「(第一次)行財政改革大綱」及び「集中改革プラン」(計画年度：平成18年度～平成22年度)を策定、その後継として新たな成長・発展に向けた「第二次行政改革大綱」(計画年度：平成23年度～平成27年度)を策定し、これに基づき積極的な行財政改革の取り組みを実施してきました。

これまでの取り組みにより、行財政改革の所期の目的である合併によるスケールメリットを活かした効率的・効果的な行政運営及び財政運営の健全化は、概ね計画通りに実行され、一定の成果をあげることができました。

しかしながら、市を取り巻く自治体運営環境は、全国的な規模で進展する人口減少、少子・高齢化などの社会経済情勢の変化と多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応することが求められ、依然として予断を許さない状況にあります。

「行財政改革」とは、単なる事業予算や経費の削減ではなく、限られた職員と財源の中で行政サービスの最適化を図ることであり、いつの時代においても地方自治体に課せられた普遍的使命であると言えます。

1 これまでの行政改革の取り組み

(1) (第一次) 行政改革大綱・集中改革プラン

〈計画年度〉平成18年度～平成22年度

〈基本方針〉

- ①事務事業の見直し
- ②民間委託の推進
- ③組織・機構の簡素合理化と定員管理の適正化
- ④給与の適正化
- ⑤歳入の確保と経費の削減

(2) 第二次行政改革大綱

〈計画年度〉平成23年度～平成27年度

〈基本方針〉

- ①事務事業の見直し
- ②民間委託、指定管理者制度活用の推進
- ③組織機構の見直し
- ④定員管理の適正化、人材育成の推進
- ⑤市民参加による協働のまちづくりの推進
- ⑥財政運営の健全化

※第二次最終年度（平成27年度）における項目別の達成状況は、プログラム105項目に対し、達成率80%以上の項目が92項目と全体の87.6%となっている。

〈項目別事業達成率〉

基本方針	プログラム数	100%以上	99～80%	79～50%	50%未満
事務事業の見直し	39	31	3	3	2
民間委託、指定管理者制度活用の推進	12	6	5	0	1
組織機構の見直し	4	2	0	0	2
定員管理の適正化、人材育成の推進	10	10	0	0	0
市民参加による協働のまちづくりの推進	6	4	0	0	2
財政運営の健全化	34	25	6	0	3
合計	105	78	14	3	10

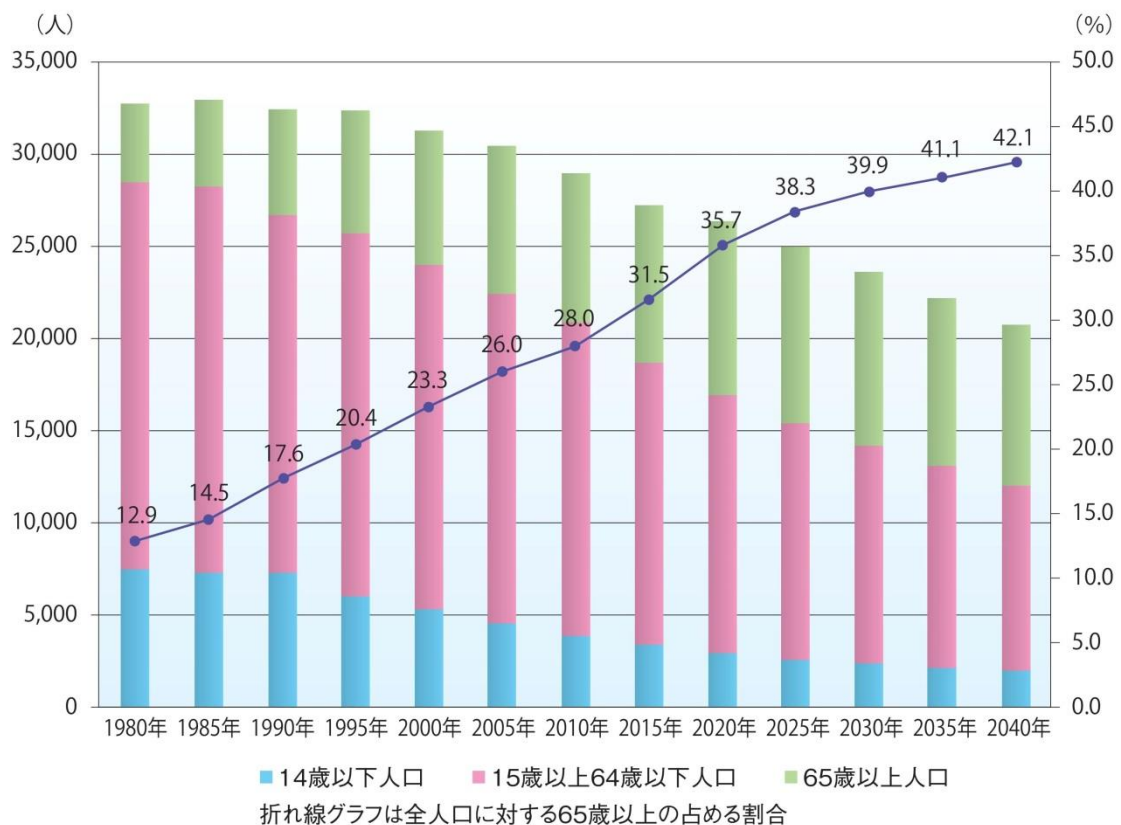
## 2 嬉野市の状況

### (1) 人口推移（人口ビジョン）

国勢調査の結果によると、本市の人口は1985年（昭和60年）の調査をピークに減少が続いています。

区分別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、高齢人口（65歳以上）は増加しており、1980年（昭和55年）に約13%であった高齢化率（総人口に占める高齢人口）は、2015年（平成27年）には30%を超えるまでに増加しています。

また、「国立社会保障・人口問題研究」の人口推計によれば、今後さらに人口の減少傾向が続く見通しです。2015年（平成27年）に約27,300人だった嬉野市の人口は、2040年には約20,800人にまで減少すると予測されています。人口減少とともに高齢化のさらなる進展も見込まれ、2040年の65歳以上の人口の割合は40%を超えるものと予測されています。



(2) 嬉野市の歳入及び歳出の状況

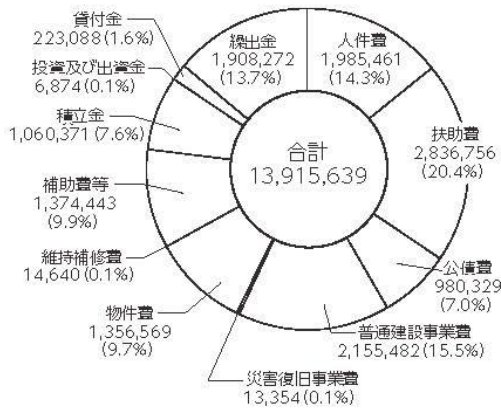
歳入においては、市の主要な自主財源である市税については、平成24年度比で193百万円(7.6%)増加し、寄附金については、ふるさと応援寄附金の影響で同比で2,665百万円(151,867%)増加しています。

歳出においては、社会保障関係費である扶助費については年々増加しており、平成24年度比で313百万円(11.0%)増加し、公債費については、合併特例債及び臨時財政対策債の償還額が増加したことにより、同比で560百万円(57.1%)増加しました。また、物件費については、ふるさと応援寄附金の返礼に係る委託料が大幅に増加したため、同比で2,217百万円(163.4%)増加しています。

歳出の性質別状況 (普通会計)

平成24年度

単位:千円



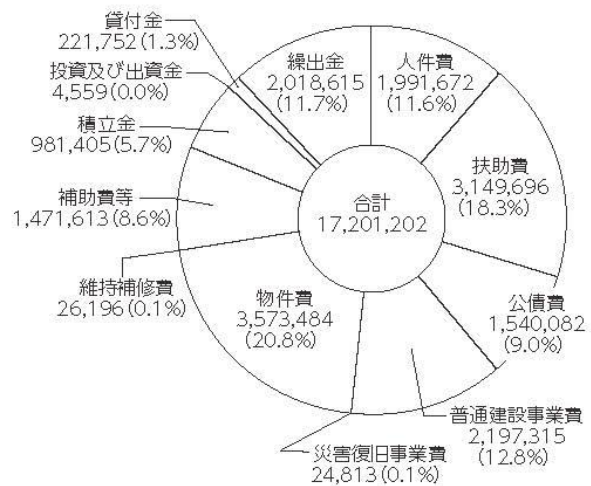
(第七第八土地区画整理事業(特別会計)を一部含む)

対24年度比(%)

人件費	0.3	物件費	163.4	貸付金	△0.6
扶助費	11.0	維持補修費	78.9	繰出金	5.8
公債費	57.1	補助費等	7.1	合計	23.6
普通建設事業費	1.9	積立金	△7.4		
災害復旧事業費	85.8	投資及び出資金	△33.7		

平成29年度

単位:千円



### 3 嬉野市行政改革指針の位置付け

本市は、平成18年1月の市発足以降、「(第一次)行財政大綱及び集中改革プラン(平成18年度～平成22年度)」及び「第二次行財政改革大綱(平成23年度～平成27年度)」に基づき、10年間にわたり行政改革の推進に取り組み、一定の成果を挙げることができました。今後は、人口減少、少子・高齢化などの社会経済情勢の変化と市民ニーズに的確かつ迅速に対応するための行政活動の行動指針として「嬉野市行財政改革指針」を定め、地方自治体の普遍的使命である「行財政改革」に取り組んでまいります。

この「嬉野市行財政改革指針」は、「第二次行財政改革大綱」の基本方針(①事務事業の見直し、②民間委託、指定管理者制度活用の推進、③組織機構の見直し、④定員管理の適正化、人材育成の推進、⑤市民参加による協働のまちづくりの推進、⑥財政運営の健全化)を引き継ぎながら、今後の本市の健全で効率的な行財政運営の指針として定めるものです。

これにより、限られた資源(財源や職員等)を効果的に行政活動に活かし、市政運営の方向性を定めた「第2次嬉野市総合計画」に定める様々な施策への取組みを下支えし、本市の将来像である「歓声が響きあう嬉野市～未来へ輝き続けるふるさと～」の実現を目指します。

## 第2次嬉野市総合計画(うれしのやさしさプラン)

### 私たちの決意

まちづくりを進める上での基本となる考え(理念)や心構え

### 私たちの未来図

嬉野市が目指す8年後の理想の将来像と基本目標

### 私たちのまちづくり

施策の方向性を定める4つの分野横断政策と6つの分野別政策

#### ■基本構想

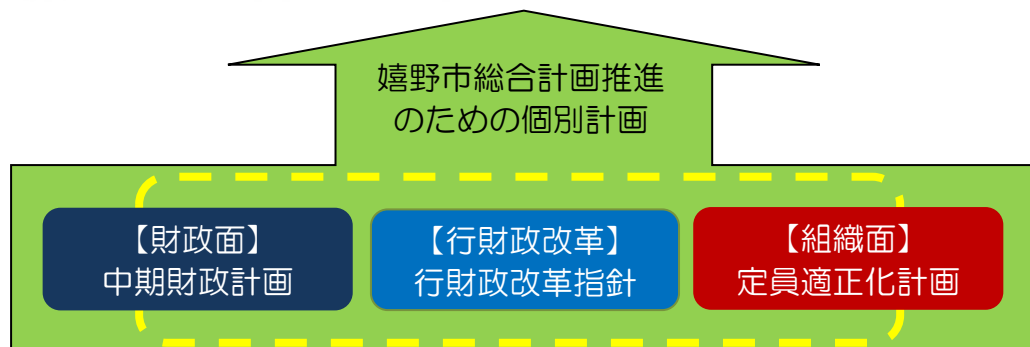
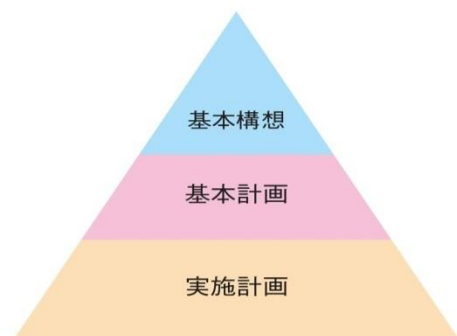
まちの将来像やまちづくりの進むべき方向性を定めるもので上記3つの項目を設定しています。

#### ■基本計画

基本構想で示した目標に到達するための施策を示すもので、まちづくりの指針となります。

#### ■実施計画

基本計画に定められたまちづくりの指針に基づく具体的な事業を、年度ごとに定めるものです。



#### 4 行財政改革の基本的視点

##### (1) 行財政改革で目指すもの

今日の市財政を取り巻く環境は、市税、地方交付税等の一般財源の減収が予想される中、義務的経費の増加や各種施策を実現するために必要な財源需要の増加が見込まれるなど、依然として厳しい財政状況が予想されます。

嬉野市が引き続き質の高い行政サービスを提供していくためには、自治体経営の基盤強化を図り、健全で効率的な行財政運営を推進することが必要です。

人口減少、少子・高齢化などの社会経済情勢の変化と市民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、本市がこれまで「嬉野市行政改革大綱」及び「集中改革プラン」を通じて実施してきた取り組みを基に、継続して事務事業の再編・整理、廃止・統合など見直しを行います。

職員一人ひとりが、引き続き不断の改革意識を持ち、限られた職員と財源の中で行政サービスの最適化を図ります。

##### (2) 行政改革推進のための基本方針

本市の行財政改革の方向性を示すものとして、以下のとおり基本方針を定め、事業の推進を図ります。

#### I 行政サービスの向上

#### II 財政マネジメントの強化

#### III 安定した行政運営システムの確立

## 5 嬉野市行政改革指針に基づく取組

### I 行政サービスの向上

行政サービスのアウトソーシングが可能な分野においては、積極的に導入を推進します。

また、ICT（情報通信技術）等を活用した新たな行政サービスの構築等により、市民の利便性向上を図ります。

#### ○ 民間委託等の推進

定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施します。

業務の集約・大きくくり化、他団体との事務の共同実施など事務の総量を確保や仕様書の詳細化などの工夫を行い、委託の可能性を検証します。

#### ○ 指定管理者制度等の活用

施設について、指定管理者制度を導入済みの施設も含め、管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的に運営します。

複数施設の一括指定や公募前対話の導入等の参入環境の整備や施設業務の部分的な導入等、幅広い視点から管理のあり方について検証します。

#### ○ ICT等を活用した業務の見直し

事務事業全般に渡って、業務フローの見直しやICTの活用等を通じて業務を効率化します。

特に住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しは重点的に実施します。



## Ⅱ 財政マネジメントの強化

行財政全般にわたって見直しを行い、歳出の徹底した節減合理化、財源の重点的・効率的配分を行うとともに、経費支出の効率化に努め、市財政の中・長期的な安定確立を図っていきます。

### ○ 自主財源の確保

財政健全化のためには自主源確保が不可欠となります。そのための手段として、「企業誘致活動」を継続的に行うとともに、「定住促進事業」による人口増を図るなど、まち全体の活性化を進めることで、安定的な財源確保に努めます。

また、市税や公共料金の滞納は負担の公平性の観点から重要な課題であり、滞納整理を着実に施し、収納率の向上に取り組んでいきます。さらに、使用料の見直し（改正）、遊休資産の整理・活用、広告収入、ふるさと納税の活用などにより財源確保を図ります。

### ○ 歳出の効率化・平準化

事務事業の必要性、事業効果及び実施環境の変化等について、厳しく見直すことで事務事業の選択と集中を進め、歳出の効率化を図ります。

また、民間の資金やノウハウの活用、公共施設の集約、公有財産の有効活用を推進し、財政負担の平準化を図ります。

### Ⅲ 安定した行政運営システムの確立

組織力を高め、複雑多様化する行政ニーズや時代とともに生じる新たな行政課題に適切に対応する行政運営を確立し、市民が安心して暮らせるまちをつくります。

#### ○ 機能的かつ効率的な行政組織体制の整備

適正な定員管理、適正な人員配置の維持・確保や定期的・計画的な人事異動の確立により、機能的かつ効率的な行政組織体制を整えます。

#### ○ 信頼される人材の育成

人事評価制度の効果的運用、専門性の高い職員の育成や職員研修の充実により、信頼される市職員を育成します。

#### ○ 成果重視型の行政運営

民間活力の導入推進や行政評価システムの効果的運用により、業務の効率化を図り成果重視型の行政運営を実現します。

#### ○ 行政情報の適正な管理・運営

情報セキュリティ対策の徹底・強化、公文書の適正管理やマイナンバー制度の適正運用により、行政情報の適正な管理・運営を図ります。

#### ○ 広域行政・広域連携の推進

既存の一部事務組合をはじめとする広域行政の推進や近隣市町と連携した施策展開の推進により、広域行政・広域連携を推進します。